

第 495 回岡山地方最低賃金審議会議事録

- 1 日 時 令和 4 年 3 月 10 日（木曜日）午前 10 時 00 分～
- 2 場 所 岡山市北区下石井 1 - 4 - 1
岡山第 2 合同庁舎 2 階 共用会議室 A
- 3 出席者
- | | |
|------------|---|
| 公益代表委員 | 片 山 裕 之
西 田 和 弘
益 田 佐和子
横 山 純 子 |
| 労働者代表委員 | 浅 山 里 奈
小 橋 政 次
西 崎 知 佳
野 瀬 仁 志 |
| 使用者代表委員 | 石 黒 和 之
鶴 海 元
錦 織 勝 輝
西 谷 治 朗
槇 野 博 通 |
| 事務局 岡山労働局長 | 内 田 敏 之 |
| 労働基準部長 | 子 安 成 人 |
| 賃 金 室 長 | 木 村 弘 之 |
| 賃 金 係 長 | 遠 藤 英 文 |
| 監 察 監 督 官 | 諏 訪 雅 浩 |

4 議 事

遠藤係長

ただ今から、第 495 回岡山地方最低賃金審議会を開催いたします。

最初に新任委員の紹介をいたします。労働者代表の小林委員の代わりに西崎委員が就任されております。就任の御挨拶をお願いできればと思います。

それでは、御挨拶をお願いします。

西崎委員

皆様、初めまして。

この度、審議会の委員に選出されました連合岡山の副事務局長を仰せつかっております西崎といたします。

連合の組織の中では電力総連、中国電力労働組合の出身になります。組合の専従としては 10 年たつのですが、こういう最低賃金の審議に携わるのは初めてです。勉強しながら対応していきたいと思いますので、御迷惑をおかけするかもしれませんがよろしく願いいたします。

遠藤係長

ありがとうございました。

続きまして定足数について確認と御報告を申し上げます。本日は公益代表の岡崎委員、労働者代表の内藤委員が御欠席ですが、公益 4 名、労働者 4 名、使側 5 名の御出席をいただいております。最低賃金審議会令 5 条 2 項の定足数、委員の 3 分の 2 以上又は公労使各 3 分の 1 以上の出席を満たしておりますことを御報告いたします。

本日御審議いただきます事項につきまして御説明申し上げます。

- (1) 令和 4 年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認について
- (2) 令和 3 年度最低賃金の周知広報活動等について
- (3) 実地視察について
- (4) その他

でございます。

本日は御審議いただく前に、局長の内田より御挨拶申し上げます。

内田局長

本日は、年度末のお忙しいところ、岡山地方最低賃金審議会に御出席いただき、お礼を申し上げます。

雇用情勢については先日新聞にもありましたように、大分底を打って少し上がり気味になっているところで、統計上は 2 月

の数字でまん延防止措置が適用になった期間なので、今後気持ちよく上がるかどうかというところなのですが、少し持ち直しが見られます。新規求人倍率などを見ても持ち直しが見られると思っております。

特に我々として気を配ったのが、雇用調整助成金の支給であります。これまでに約8万件です。書類だけでも凄まじい量で、倉庫の中がいっぱいになっているわけですが、審査も申請から2週間で処理しています。運転資金になっているものですからすぐに出さないと意味がないということで、国費から約600億円投入されており、県内企業の雇用維持・在籍出向等に全力で取り組んでいるところです。

岡山における雇調金の支給による失業率の影響については数字がないのですが、大分抑え込んでいると思います。特例措置が続いておりますので、しっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、最低賃金におきましても、後から説明があると思いますが、7業種の特定最低賃金を含めて、県内の地方公共団体や経済団体、報道機関などの協力を得ながら県民及び県内企業に対して周知広報を図っているところです。

それから、昨年の答申に盛り込まれた最低賃金を引き上げやすい環境整備につきましては、補正予算により1月から業務改善助成金の特例コースが設けられました。加えて、12月閣議了解の「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組」の一つとして、1月から3月の集中取組期間に行う最低賃金の監督指導などにおいて、賃金引上げの意向や改善状況の確認、中小企業庁等への通報制度の拡充等を行っております。

引き続き審議会の御意見を中央に伝え、少しでも賃上げの環境が整うよう対応してまいります。来年度も円滑な審議会運営に御理解、御協力を賜りますようお願いいたします。

簡単ではございますが、私の挨拶とさせていただきます。

遠藤係長

それでは、会長よろしく申し上げます。

西田会長

皆様、年度末のお忙しい中、どうもありがとうございます。
新型コロナに加えまして、ウクライナ情勢を巡って企業にとっては原材料や燃料価格の高騰、輸送上の問題などの頭の痛い問題、また、生活物価が上がってきておりますので、労働者にとっては物価上昇に耐えられる賃金確保ということで、双方が非常に難しい御議論を求められる次年度の審議会になりそうな予感ですけれども、願わくはウクライナ情勢が早期に解決し、

新年度審議に影響がないことを祈りながら本日の審議会を展開してまいりたいと思います。

早速でございますが議事に入ります。

付議議題「(1) 令和4年度岡山県特定最低賃金の改正の申出の意向確認」について、事務局より説明してください。

木村室長

令和4年度の特定最低賃金改正の申出の意向確認について説明させていただきます。特定最低賃金の改正につきましては、最低賃金法第15条第2項の規定に基づき、「局長は、申出があった場合に最低賃金審議会の調査審議を求め、その意見を聴いて、当該申出に係る特定最低賃金の改正若しくは廃止の決定をすることができる。」とされております。

今回、特定最低賃金の改正申出に関する意向表明があったものについて、資料No.1として一覧表にしています。それに基づいて御説明いたします。

この意向表明の申出は、現在適用されております7業種すべてについて労働者側より2月14日に行われております。

まず、岡山県耐火物製造業最低賃金については、岡山県耐火物製造業最低賃金連絡会が公正競争ケースとして意向表明を行っております。

次に、岡山県鉄鋼業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、これは労働協約ケースです。

3番目、略称で一般機械器具製造業最低賃金につきましては、岡山県一般機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、これは公正競争ケースとなっております。

4番目、同じく略称となりますが、岡山県電気機械器具製造業最低賃金について、岡山県電気機械器具最低賃金連絡会が意向表明を行っており、これは、公正競争ケースです。

No.5の岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金については、岡山県自動車・同附属品製造業最低賃金連絡会が意向表明を行っており、こちらも公正競争ケースです。

No.6の岡山県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金については、日本基幹産業労働組合連合会岡山県本部が意向表明を行っており、こちらは労働協約ケースです。

最後に、岡山県各種商品小売業最低賃金についてはU Aゼンセン岡山県支部が意向表明を行っており、こちらは公正競争ケースです。

改正の申出書につきましては、昨年と同様に本年の6月末日を申出期限とさせていただきたいと考えておりますので、よろ

しくお願いいたします。

西田会長

ただ今事務局から説明がありましたが、何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長

それでは、次に、議題「(2) 令和3年度最低賃金の周知広報活動」について、事務局から説明してください。

遠藤係長

それでは、審議会資料のNo.3「令和3年度最低賃金の周知広報活動について」私から説明させていただきます。

令和3年度最低賃金周知広報活動について、本年2月末現在の状況をまとめ、資料No.3を作成しております。

昨年の秋以降、地域別最低賃金、特定最低賃金の引上げについて、ポスター、リーフレット、パンフレットを作成するとともに、新聞、テレビ放送、県内の地方公共団体や、商工会、商工会議所の皆様の御協力を得まして、できる限り実施した概要を主な実施事項として記載しております。

昨年度との主な違いについてですが、4番の(2)のテレビ放送が昨年度と比較して1件増えたこと、(10)の山陽新聞への広告掲載を3月3日に実施し、最低賃金額、効力発生日等について周知させていただいたことです。

簡単ではございますが、私からは以上となります。

木村室長

ほかの資料につきまして私の方から説明をさせていただきます。

資料No.2が「令和3年度特定最低賃金の審議・決定状況」となっておりまして、本年度の他局での特定最低賃金の結審状況を参考資料として配付しています。後ほど御覧ください。

次に、冒頭の局長挨拶でも触れられておりますが、業務改善助成金など支援策等についてこの場を借りて御報告します。

昨年12月8日の審議会の際、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」として11月19日に閣議決定された事項、ポンチ絵を配付させていただきました。その中で、賃上げ、最低賃金引上げの項目として盛り込まれた事業者への助成の拡充について、補正予算成立後具体化とお話をしていました。その具体化として、資料4にありますように業務改善助成金の特例コースの新設、通常コースの申請期限延長が図られております。業務改善助成金は昨年夏に支給要件の緩和、手続の簡略化なども

あり、申請件数は、令和2年度26件から今年度2月末現在107件と大幅に増加しています。来年度も予算措置が行われることから、引き続き周知を図り、利用勧奨に努めることとしています。

また、中小企業・小規模事業者への生産性の底上げや、取引関係の適正化など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境の整備に不断に取り組むことが不可欠であるとされております。国としては、各種支援事業を展開しているところです。「中小企業庁と一体での支援施策一覧」などの周知、さらに、12月27日に閣議了解された「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化の取組について」では、厚生労働省、経済産業省、国土交通省など関係省庁が連携して政府横断的な転嫁対策を実施することとされていますが、労働基準監督機関の対応として、最低賃金、賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備としての取組が要請されており、1月から3月までの集中取組期間」として、最低賃金の遵守、履行確保、通報制度の拡充等へ対応しているところです。

この場を借りて御紹介ということになりますが、引き続きよろしく申し上げます。

西田会長

ただ今の説明につきまして、何か御意見、御質問があればお願いいたします。

(特になし)

西田会長

次に、付議事項(3)「実地視察について」です。

令和3年12月8日に開催された第494回審議会において、鶴海委員より、「中小・零細企業における厳しい現状を認識した上で議論してほしい」との意見とともに、過去実施していた事業場の実地視察の実施について要望があり、事務局で検討することとしていました。

このことについて、事務局から説明してください。

木村室長

地方最低賃金審議会委員による実地視察については、審議会において実施の要否を決定することとされています。

本日の資料No.5として、「地方最低賃金審議会委員による実地視察について(案)」をお配りしています。

事業場実地視察については、岡山では平成30年3月、平成31年3月と過去に2回実施しています。その後、新型コロナウイルス感染症拡大の中で、本審議会での確認をいただき、見送り

をしてきました。

今回、審議会から事務局において今後の対応について検討を指示されており、この資料を作成しました。

2の「今後の対応について」以下、説明をさせていただきます。

実施視察は、地域の実情、とりわけ中小・零細企業の実態を直接認識していただくことを主眼として、視察結果を審議に活かすことが趣旨、目的と考えております。

実施時期については、審議に視察結果を反映させるためには、審議が始まる前の段階ということであれば、令和4年6月までの実施が望ましいと思います。

実際に訪問する事業場については、最低賃金の引上げの影響を受けることが見込まれる事業場、特に趣旨・目的に照らし、中小・零細企業の経営状況、賃金事情、低賃金労働者の作業実態把握に向けて理解が得られる事業場ということになります。

こうした対応を行うとした場合のスケジュールですが、(2)以下記載しています。本日の審議、議決に基づき、案に記載のとおり、早急に事業場の選定、調整等行うこととなります。その節目、節目で委員の皆さんに情報提供を行いながらということになりますが、有意なものとなるよう対応したいと思います。本審議会での審議のほど、よろしくお願いします。

西田会長

ただ今事務局から、実地視察の方針について、その目的、実施するとした場合のスケジュール等説明がありました。委員の皆さんの御意見をお願いします。

(特になし)

西田会長

まず、コロナの状況などが絡んでくると思いますが、実施視察は、事務局から提案の時期に行うという方向で考えてよろしいでしょうか。

(同意する声)

西田会長

その場合の事業場の選定方法なのですが、やはり企業側の御協力なしには実施できないところがございますので、使側委員からの御提案を受けて事業場を選定していくという方法をとらせていただいてもよろしいでしょうか。特に労側にお尋ねしますが。そういう考え方でよろしいでしょうか。

(同意する声)

西田会長

事業場の選定に当たっては、使側から御提案いただいたものを労側にこの形でいかがかという問いかけを事務局からお願いしたいと思います。

それでは、実地視察を実施し、来年度の最低賃金の審議に反映させることにしたいと思います。事務局は、スケジュールに沿って、準備をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況ですが、岡山県において、第6波は峠を越してまん延防止等重点措置の適用は解除されたところです。今後の状況について現時点では分からないこともあり、仮に実施の段階で感染拡大により、再びまん延防止等重点措置、あるいは、緊急事態宣言という状況に至った場合には、事務局と相談の上、別途判断させていただきたいと思います。この点についても皆さんの御了解をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長

ありがとうございます。

それでは、そのように対応することといたします。

次に、付議事項(4)その他ですが、委員の皆さんから何かございますか。

西崎委員

1点申し上げます。

令和3年度の特定最賃の審議に当たって、私は参加しておりませんが、前任から経過を聞きまして、審議会の委員の皆様の真摯な御議論によってすべての業種において引き上げる結果となりました。この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。

令和3年度の特定最低賃金では必要性の有無を審議会の採決ではなく、各業種の専門部会において論議を行いました。令和2年度における審議会での必要性なしによって全業種が専門部会の論議に至らなかったものというふうに確認をしております。

このことを受け、令和4年度の特定最低賃金の審議を進めるに当たって、令和2年度、令和3年度の成果を踏まえて公労使で話をする場を設けたらどうかという御提案をさせていただければと思います。

取扱いについては事務局にお任せをしたいと思います。使側の皆さんの御理解をいただいて進めていければと思いますので、

よろしくお願いいたします。以上です。

西田会長

今、労働者委員の方から御発言がありましたが、労働者委員から何か補足はありませんか。西崎委員は今日が初めてでございますので、ほかに補足があれば。

(特になし)

西田会長

よろしゅうございますか。

浅山委員

はい。

西田会長

新型コロナの影響により、令和2年度、令和3年度は、特定最低賃金の部会の進行につきましては、従来とは異なる進行が行われたわけでありまして、令和4年度も様々な不透明な要素がございますけれども、令和4年度の特定最低賃金の部会の進行について少し話し合う場をいただけないかということが労側委員の提案の御趣旨かと思っております。

これに対しまして、使側委員から何か御発言がございますでしょうか。

石黒委員

話し合う場を設けること自体は特に異論はないのですが、何のために話し合うのかなというところがちょっとよく分からないところでもあります。

何のためにされたいと言われているのでしょうか。

西崎委員

令和4年の審議に入る前に、公労使で、先ほど申し上げたとおり、令和2年度、3年度はコロナの状況の中で従来と違うというところがあって、そこについてどうだったのかというところを皆さんと意見交換をして、令和4年度の審議を進めるに当たって認識を合わせておきたいというのが趣旨です。

石黒委員

それを審議する必要があるのかなというのがちょっとよく分からないところですけど。

浅山委員

従来は特定最賃の必要性のありなしの議論をする前に、一括で必要性ありと言ってそれぞれの部会に分かれて審議をしていましたが、2年前に全業種審議の必要性なしということで専門部会が開かれませんでした。

去年は開かれましたが、やり方が従来と違い、それぞれの専

門部会に分かれて金額の改正の必要性があるのかないのか、あるところは具体的にいくら上げられるのかという議論をしました。

この2つのやり方があるため、来年度の審議を始めるに当たって、どちらのやり方がよいのかということも含め、公労使での認識を一致させたいということで、今、西崎委員が提案されたところです。

西田会長

令和元年度までの本審での必要性の有無を一括判断というやり方とは全く異なることを2年間やってきたわけです。私は部会長は兼務しておりませんでしたでしたが部会委員として参加しております、そのような部会進行についてはなかなかの難しさを感じるどころがございました。

それを踏まえての御提案ということだと思いますが、実際に部会長を経験された公益委員の方から、従来とは異なる進行の仕方について、何かコメントをいただければと思います。

まず、益田委員いかがですか。

益田委員

従来は本審の方で必要性の有無について、それほど多くの議論なしに必要性諮問を受けて必要性ありという結論が出ていたと思います。

今回は必要性のありなしについて各業種に分かれて検討したので、深い議論になったというメリットはあったと思います。

ただ、必要性ありという話をすると同時に、労側の方も使側の方もどうしても今年はこのぐらいは期待したいという発言が出ますし、どうしても業種、業績からそんなには無理ですよという発言が出てしまい、無理もないと思うのですが、そういう話になっていきます。

必要性ありとなったときに、引き続いてどの程度の金額にという話にすぐ移るのかということ、制度的に、意見聴取ですかね、しばらく期間を空けてということになって、それからもう一度改めてお話ししましょうという間隔を空けるところ、審議がストップするところに難しさを感じました。

西田会長

横山委員いかがですか。

横山委員

私の方は今年度3部会の専門部会の部会長を務めさせていただきました。

以前、金額審議からする令和元年度までの部会長もさせていただいたのですが、今年はやはり金額審議から始まるものと違

って、必要性の有無については全会一致による議決が必要となっているので、例年に比べて労使のそれぞれの実情であるとか、立場の共有であるとか慎重になされたなという印象があります。

必要性の審議とはいえ、その後の金額審議を見据えた議論であるとか、規模感の共有というのも労使協議の中でされていたように思います。そのあたりの共有ができている部会については金額審議についてはスムーズに進行したのではないかという印象は持っているのですが、他方で、必要性審議でそれぞれの立場があって、議論が熱して、審議がこう着をしてしまうというような部会もありました。そういった場合に必要性のありなしを判断する部会に公益としてどう介入するべきか悩ましい面があったこともあります。

運営上についてですが、やはり必要性審議についてもその産業、その年によって考え方が違うんだらうなというふうに思っています。今回のように本審で一括して審議することは難しいという年ももちろんあるし、他方で必ずしも必要性の審議から全部専門部会を設けて審議を行う必要があるのかと思われる部会もあったように思います。

ですので、円滑な審議の運営からすれば、必要性審議から専門部会を設けると、やはりどうしても回数が多くなってしまうということと、必要性審議が終わった後、約3週間期間を空けなければならないという制度上の問題もあって、絶対的な日数の拘束もありますので、そのあたりはもう少し柔軟に運営をしていった方がいいのかなと思いましたが、今年度を踏まえて次年度以降どうするかという点については、労側から今回御提案がありました。必要性審議のあり方について協議をすることがあってもいいのではないかと感じています。

西田会長

片山委員、何かありますか。

片山委員

私も今言われたのと同じような印象を持っていて、必要性の審議の中で金額に踏み込んだ議論をせざるを得ないのですが、余り金額の話をしてしまうと長期化してしまう。さらにその時に1円でもアップしてほしいからとか、何円以下でないと必要性があると認めないとか、駆け引きが始まったりと、ちょっと難しいなという印象を抱きました。

さらに、金額審議の議論に移行したときに、どこまで必要性審議の時の金額に拘束されるのかとか、以前こういったじゃないかとか、双方にずれがあるとまた議論が混乱してしまうなど、その辺の意識のずれをどう解消していくのかというのもすごく

難しいなと感じました。

西田会長

ありがとうございます。

今年度は新型コロナウイルス感染症の影響が各産業によって異なることから、本審での一括審議は難しいという御意見、また、各産業の労使で議論を行うことが必要だなどの意見を踏まえまして、本県では初めてのことでしたが、必要性の有無の段階から専門部会を設置して審議を行う方式といたしました。

前回の審議会の時にも申し上げましたが、それぞれの産業の実情を踏まえて例年以上に丁寧かつ真摯に議論が行われたこと、それから、労使のイニシアティブによる意見調整が積極的に図られたことなど良かった面があった反面、ただ今公益の部会長経験者からありましたように、実情はしっかり汲めるんだけど大変時間がかかる、また、必要性の有無を純粹に判断することが非常に難しい、故に、今年度のやり方が本当に良かったのかどうなのかということには疑問を若干抱いているというような御意見、あるいは、問題点の指摘があったと思います。

専門部会の運営方法について、今回岡山では初めてのこととなりましたけど、ほかの労働局の状況等について事務局で把握していることがあれば皆様に是非、御報告いただきたいと思いますが、事務局いかがですか。

木村室長

先ほどからお話がありましたように、今年度岡山では初めて専門部会から必要性の有無の審議をしてまいりました。

同様の方式でやっているのが兵庫局、そこを参考にしながら今年度運用をしてきたのですが、兵庫局では来年度に向けて審議方針を議論するための小委員会を設置したと聞いております。その結論についてはまだ聞いていないのですが、兵庫局は2年度と3年度と2年続けて同じ方式でやっており、4年度に向けてどうするかということの議論のための小委員会を設置して議論してきたと聞いております。

また、ほかの例では、埋没する産業の課題が生じたときに、臨時的に小委員会を設置して議論をしている局、あるいは、恒常的に次年度の特定最賃の運営について議論をしている局などもあるように聞いております。

岡山ではかなり古い話になりますが、平成17年に運営小委員会を開いて、当時産業別と言っていましたが、産業別最低賃金の全員協議会というものを岡山で開催していました。その運営を巡って小委員会で議論をしたという経過も記録がございます。

それ以外の私の経験で申しますと、平成 25 年当時に賃金室に勤務をしていましたが、その時には適用除外業務の見直しを求めるといふ投書がございまして、それをきっかけとして正式な小委員会ではなく、懇談会を設置して電気機械器具製造業の最低賃金について調査審議したという経過がございまして。小委員会につきましてはお手元にファイルがあると思いますが、この中に審議会の運営規定がございまして、この第 3 条のところに「会長は、審議会の議決により、特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して小委員会等を設けることができる。」とございまして、この規定に基づいてそれぞれ課題があれば臨時的、恒常的に設置をすることができると、これが根拠になっていると思っております。

詳細の把握が十分にできておらず申し訳ございませんが、以上です。

西田会長

結局のところ従来の必要性一括審議と今年度の方式、今後どうしていくのかについて、他局の事例なども参考にしながら今後議論を進めてはどうかというような趣旨の説明だと思います。そういう考え方につきまして、委員の皆様何かありませんか。

(特になし)

西田会長

従来の一括審議ができるような社会状況であればともかくとして、それが難しいのであれば、今年度の方式かということ、今年度の方式もいろいろ難点がある。そこで、次年度どうするかというのを少しすり合わせておく必要があると思われまして。そのすり合わせ方について他局のやり方が参考になるのではないかと御提案ですので、今の事務局の提案に沿って考えるということはよろしいでしょうか。

西谷委員

小委員会での内容は何かを決めるというのではなく、お互いに意見を出し合って、すり合わせをしていくという、方向性を詰めるという意味合いでしょうか。

西田会長

どちらかということそういう意味合いが強いと思います。つまり、小委員会で何を議論するのか、どこまで決めるのかというたたき台を用意しているわけではございませんので、ただ、余りにも A 案と B 案、つまり、一括審議と今年度のやり方のかい離が激しいので、どうかそこを埋めるやり方をしてみたいという提案です。

実際に小委員会、本審での審議に向けての準備作業をするというニュアンスになると思いますので、どこまで議論をして、どこまで決めるのかというのは小委員会の中で今後枠組みを作って議論をしていくことになるでしょう。ただ、小委員会を作ること自体がまかりならんということであれば、話は別なのですが、小委員会での議論の内容も含めて、そこで議論をするという前提で、間を埋める組織体を作ってみようではないかというようなわけです。

鶴海委員

だったら別に小委員会にしなくても、本審でそのままいろんな話をすればいいことではないですか。

西田会長

ただ、本審は一括審議で全会一致という方法ですので、非常に双方にリスクが高い、特に労側にリスクが高いやり方だと思います。

石黒委員

でもそういう建付けなんでしょう。特定最賃というのは。これって2年前のコロナ禍の1円引き上げた時の話が始まりなんですよね。2年しか委員をしていないので、それまでの期間は知りませんが、特定最賃を上げることが前提の議論をしていたんだと思うんです。その前の議論でいえば。そこで新型コロナ感染症がまん延して、まさか今年は上げないだろうと思ったときに1円上げて、そこで本当に特定も上げるのかどうかという議論をしなければならなくなったんですよね。中央の話と我々が地方で感じていることのギャップがだんだん大きくなってくと、なかなか難しい問題が出てくるんだと思うんです。本当に何のために我々は集められているんだという気もするんです。確かに労側の皆さんは特定最賃の議論ができなかったことが問題と思われているのかもしれませんが、あの時はある意味異常時だったような気もしますし、この場で、今、鶴海委員が言われるように徹底して議論をすればいいのではないのでしょうか。

逆に、特定最賃の部会でそういう議論をするというのも、公益委員の方も言われましたけど、いろいろと問題があるなど。小委員会を作ることと、この場で議論をするということがそんなに違いがあるのかなという気がするんですけどね。

西田会長

ただ、本審の一括審議の場合は、ある意味形式的審議をしてきたわけですよね。各業種の実情を踏まえて一個一個丁寧に審議するのではなく、一括審議というやり方をしてきたことは、こういった新型コロナとかいろんなことの状態をうまくカバー

できないやり方ではあったかと思うんですよね。

国の特賃制度を制度としていかなものかと岡山局のこの審議会で判断することはできませんので、もちろん国に対して見直しをしてほしいという要望は出せるとしても、国の制度としてはそう思っております。

そうすると、制度の範囲内で岡山局としてどう運営していくかというのが重要な観点でありまして、その運営について、次年度については公労使でしっかり過去の議論の仕方を踏まえて新しい姿を見出していきたいという意味合いで、そこを小委員会で御議論いただきたいという、そういう意味合いでございますので、是非そういった場を設けさせていただければというふうに思っております。

今日は時間もありませんので、来年度の審議までの期間において、別途議論する場を設定して、公労使で意見交換の上、一定の方向性が見出せるようなやり方をしたいというのが会長提案でありまして、先ほど規定の説明がございましたように審議会運営規定に基づいて会長が小委員会の設置をするというやり方が考えられるということでございます。

先ほどから様々な意見が出されておりますが、この小委員会を設置して今のような意見も含めて今年度の特定最賃の必要性審議に関する意見交換、令和4年度の審議方法等について議論する場を設けたいというのが私の提案です。ほかの場でできるのではないかという御意見も理解はできるのですが、つまり本審でできるのではないかというのも分かるのですが、もう少しこぢんまりとした形で積極的な意見交換をして、本審運営につなげていきたい。そのための小委員会の設置であるという提案であると御理解いただいて御賛同いただきたいのですが、いかがでしょうか。

石黒委員

小委員会を作る方法もありますし、先ほど事務局からありましたけど、正式な場ではなくて、このメンバーで懇談会というようなやり方もあるのではないかと思うのですが、それもちょっと検討していただければと思います。

子安部長

ちょっとよろしいですか。

今、正に会長が言われたような率直な意見交換について審議会で審議をし、専門部会を公開するか非公開にするかをその都度会長、部会長の判断で決定し、皆さんも同意されていると思います。本審は基本的には公開となります。また、専門部会では委員選任手続きで公示などが必要になるところですが、小委

員会はそういう手続が必要なく、機動的な対応をしやすい場となります。ですので、機動的、かつ、ある意味率直な意見交換と手続についても簡略にするには、そういう小委員会が馴染みます。

岡山の事例では平成26年に直接関係者ではない外部からの投書をきっかけとして、小委員会でなく懇談会という概念で実施されたと資料的に確認できましたので、今、石黒委員がおっしゃったような懇談会なのか、小委員会なのかは分かりませんが、いずれにしても事務的には簡素に、かつ、率直な意見交換がしやすい場として、本審よりはそういった場の方がふさわしいのかなと思っています。

人数もフルメンバーではなくて、だいたい3名程度、局によっては2名程度に厳選しているところもございますけど、人数を何名にするのかというところも含めて、専門部会のように公労使各3人でいいのではないかなど、皆さんに合意をいただき、そういう場で設定し、進めていくこともできます。

西田会長

小委員会なのか、懇談会なのかというところどちらでもいいような気もするのですが、結局、石黒委員が懸念されているのは、小委員会で何らかの決定権限を持たせると、本審がそれに非常に強い影響を受けるので、小委員会方式ではなくて、懇談会方式がいいという御趣旨かと思えます。

石黒委員

屋上屋を架すような会議にたくないなというふうに思って発言しました。

西田会長

ただ、小委員会にそもそも権限を持たせるのかどうかということすら今のところたたき台があるわけでもございません。

ですので、小委員会を実質的に懇談会のような場にしても別に構わないと思っています。だから、そこは小委員会の中でどうしましょうかというふうに話し合っただけであればと思うのですが、ただ公労使各5人という形の懇談会というよりは、公労使各3人ぐらいでやった方がより意見交換はしやすいのかなと思っています。

形としては小委員会という形をとりたいというそれだけの趣旨ですので、フルメンバーの日程調整をするのも難しいですし、公労使各3名ずつぐらい、2名だと少し少ないのかなという気もしなくはないので、その制度設計は事務局とも相談しながらですが、公労使各2名ないしは各3名ぐらいの比較的集まりやすい会合で意見交換をし、それを小委員会という形で位置づけ

てはどうかと思います。

その小委員会で何を議論するのか、どこまで判断するのか、あるいはその判断が本審に対してどのような影響を及ぼすことになるのか、それはすべて小委員会にお任せしたらいいと思います。

ですので、そういう意味では中身としては懇談会から出発ということになりますけど、そういうことで御理解いただけるのなら小委員会設置ということでもよろしいでしょうか。

鶴海委員 1回やってみますか。

西谷委員 審議が効率的に行えるようなら意味もありましょうから実施すればいいと思いますが、ただ、それに時間をかけすぎるのはいかがなものかと思しますので、そういうことで。

石黒委員 今、会長がおっしゃたのは小委員会で深く議論をするかもしれないけれども、そこで決定をするという意味の小委員会ではなくて、あくまでこの場で最終決定をするというような位置づけですよ。

西田会長 あくまで議決機関は本審でございますので。

鶴海委員 小委員会をするために集まっても、そこで労使ともがいろんな意見を出し合わないといけないので、どうなのかなと。
やるのなら、小委員会で、3人でやるのが一番いいんでしょうけど。できればこのメンバーでそろって話をした方が早いのかなという気もしなくはないですが。
小委員会の場合は何人いないからダメというのではなくて。

子安部長 そういうものではありません。

西田会長 会長代理何か意見はありませんか。

益田会長代理 小委員会にどこまで役割を持たせるかというのが、今、案がないので何とも言えないのですが、労側の方とすれば、今、会長と使側委員が話していますが、どういうイメージをお持ちだったのですか。

西崎委員 今、協議する場がどうなのかという論議になっているのですが、イメージとしては、今、論議されている内容と思いは一致

しています。開催のしやすさでいうと3人というのは一理あると思います。5人で集まるというのは開催に向けてはなかなか難しいと思うので。

言われるように全員の御意見を踏まえて話をしたいというのであればフルメンバーかなと思うのですが、イメージとしてどちらがいいという思いは特にありません。

西田会長

仮に少人数の小委員会を設置して、そこで決めはしないけれども、当然本審では紳士協定的に小委員会の意見は尊重していただきたいというふうには思います。そこまでの何となくの流れが小委員会のできるのかどうかも分かりませんので、あくまでも仮の発言なわけですけれども、小委員会は本審での特質の議論を円滑に進めるための準備委員会のような形で、常設するというのではなくて、来年度やらせてほしいというものであって、令和5年度以降も永続的にという趣旨ではございません。令和4年度はそういうやり方でちょっと工夫をさせていただかないかという趣旨ですので、是非、御理解をいただきたいのですが、いかがでしょうか。

石黒委員

5人のうち3人選ぶとなると、もともと3人でいいんじゃないのというような気も正直するんですけど。

錦織委員

代表で選ばれているので、人数を絞るのであれば、例えば事前に集まって方針みたいなものを決めておかないといけないと思います。個人の意見だけ言っても皆さんの方針と違うこともあるかもしれないので、本当に自由な発言ができるのかなと思います。そうするためには我々が集まって何らかの意思統一をしておかないといけないと思います。

そういう段階も必要と考えると、石黒委員がおっしゃっているように、最初からみんなで協議をするということもありかなという気はするのですが。集まりにくいということもあるのかもしれませんが。

西田会長

ただ、これまでのお話を伺っていると、特質の審議の進め方について、次年度は少し工夫してみる必要性があるかなというふうに皆さんお考えだということは多分共通認識としてあると思うんですよね。それをどういう形で議論していくか。本審ですべて議論していくというのは非現実的だということになると、もう少し緩やかな形になると思うのですが、その緩やかな形として、小委員会というふうに先ほど提案しましたが、別に小委

員会ではなくてインフォーマルな本審メンバーの会合をやれば
いいじゃないかという御意見が出ていますが、この点について
労側から何か御意見はありませんか。

要するに、一応規則上根拠のある小委員会という形を設置する
のか、それとも、インフォーマルにみんなで議論しましょう
という形をとるのかという、今、大きな流れはそういうふう
になっていると思うのですが。

浅山委員

小委員会を設置してもらいたいという認識でこちらは提案さ
せてもらっているので、どういう形がいいのか、もう1回労側
だけで相談させてもらいたいのですが。

西田会長

ちょっと休会して協議されますか。
相談できるような別室はありますか。

子安部長

一部屋ございますし、それぞれ分かれて打合せしていただ
けるような部屋を準備します。

石黒委員

我々はここでいいですよ。

西田会長

そうしましたら、一時休会ということで10分後に再開とい
うことでよろしいか。

浅山委員

はい。

西田会長

再開は11時10分としますので、では、労側の御案内をお願
いします。

(労側委員退室し、別室で協議)

(協議終了後、労側委員入室)

西田会長

それでは、再開したいと思います。

労側の方でも話合いである程度意見がまとまったようでござ
いますが、それを、この場で披露する必要性は特にないかと思
いますので、進行させていただきたいと思います。

先ほど事務局から、岡山局で平成17年に運営小委員会なるも
のをしたことがあるという御説明があったかと思いますが、そ
れをもう少し御説明いただければと思うのですが。

子安部長

では、補正も含めて私から御説明いたします。

15年以上前で、保存年限が過ぎて処分してしまっているのですが、残っている資料が十分にはないのですが、平成17年に会長の指示を受けて運営小委員会を臨時的に設置しました。そこで議論した内容が、もともと岡山では特定最低賃金の必要性に関して全員協議会という場を本審とは別に設けて毎年議論を行っていたようなんです。正に会長が先ほどおっしゃられた一つ前の段階のすり合わせということを毎年やっていたようなのですが、コストもかかるということもあって平成17年からやめにしようという結論に至ったようです。そういう意味では石黒委員がおっしゃったような全員で協議するという事は岡山の伝統から見れば馴染む面もあるのかなと思っています。

西田会長

そういうところがございますので、個人的には3人ぐらいで膝を詰めてやった方が早いのではないかと思いますのですが、ただ、使側委員からありましたように、そのためには事前の打合せで、結局5人集まらなきゃいけないとかそういうようなことも踏まえますと、3人なのか5人なのかというのがことさら大事なわけではございません。そこで、ただ今事務局からありました岡山の前例を踏まえまして、先祖帰りの感はございますが、本審に先立ちまして全員協議会という形で、ただし、そこまでフォーマルな形にせず、定足数云々とかそういうことは気にしないと。また、公労使いずれかが0になる日は設定しないということにして、緩やかな協議会を設置するという事でいかがでしょうか。ただ、一応根拠が必要ということですので、先ほどの審議会の運営規定の第3条に「小委員会等を設けることができる」という「等」に位置づけるとして、全員協議会を開催するという形をとらせていただきたいと思います。

それでよろしいでしょうか。

(同意する声)

西田会長

ありがとうございます。

そうしましたら、全員協議会の意見を踏まえて7月上旬の審議会が開催されるという形になるのでしょうか。

子安部長

小委員会の場合は一般的にこういうことを議論しましたよということを本審にお伝えするという位置づけですね。専門部会ですと正に専門部会の議決についてある程度それを踏まえてということになりますが、それに縛られるという位置づけとは違って、あくまで報告をするというような位置づけになります。

西田会長 そうすると、全員協議会を開くタイミングというのも柔軟に考えて。

子安部長 そうですね。事務局の都合を申しますと、先に合意いただいた企業訪問を6月頃に実施して、さらに7月にキックオフということからいきますと、それにバッティングしない、例えば5月の中旬、下旬、ないしは6月の上旬ぐらいというあたりで、3回も4回もということではない回数で組ませていただいて、6月の中旬、下旬ぐらいに事業所訪問をして、7月上旬の諮問であったり、特定最賃の労側から申出された結果などの御報告という流れにさせていただければありがたいと思っています。

西田会長 そうしましたら、だいたいイメージとしては、全員協議会はやっても2回ぐらいかなというイメージで、1回目は5月の連休明けぐらいを想定しましょうか。

子安部長 5月中旬以降ぐらいで日程調整をさせていただきたいと思っています。

西田会長 その際に、例えば社会情勢を踏まえて、中賃の目安がある程度見えないと審議しづらいという意見が出てきたときに、2回目をそのあたりで本審に先立って行うのでしょうか。

子安部長 ただ、目安が見えるのは7月の中旬以降、場合によっては地方も慌てるぐらいギリギリまでということもありますので、今、会長のおっしゃられた日程ですと本審もスタートしていることになりますので。

西田会長 なるほど。
そうしましたら、1回目は5月中旬以降と、2回目の必要性があるのかどうかというのはその際にまた判断すればいいということで、最大でも2回ぐらいというイメージで全員協議会を設置ということにしましょう。
よろしいでしょうか。

(異議なし)

西田会長 それでは、そのように進めたいと思います。事務局の方でも準備をよろしくお願いいたします。

木村室長 分かりました。

西田会長 皆さんからほかに何かございますでしょうか。

(特になし)

西田会長 事務局からほかに何かございますか。

木村室長 特にございません。

西田会長 それでは、これで第 495 回岡山地方最低賃金審議会を終わります。

どうもお疲れ様でございました。